

# 小林市・野尻町合併協議会 第6回会議資料



日 時 平成21年7月30日(木)午後1時30分から  
場 所 野尻町農村環境改善センターホール

## 第 6 回小林市・野尻町合併協議会次第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議 事

### 報告事項

報告事項標題	部会	本編資料 ページ	現況調書 ページ
報告第 2 6 号 第 5 回小林市・野尻町合併協議会以降の経過について	-	2～5	-
報告第 2 7 号 小林市・野尻町合併協議会委員の変更について	-	6	-
報告第 2 8 号 その他関係【選挙】について	総務	7～8	1～5
報告第 2 9 号 自治会・行政連絡機構の取扱いについて	企画財政	9～10	6～15
報告第 3 0 号 町名・字名の取扱いについて	"	11～12	16～17
報告第 3 1 号 その他関係【市町の計画、運輸・通信】について	"	13～14	18
報告第 3 2 号 その他関係【企画】について	"	15～16	19
報告第 3 3 号 農林水産関係について	産業建設	17～25	20～31
報告第 3 4 号 商工・観光関係について	"	26～28	32～34
報告第 3 5 号 補助金、交付金等の取扱い(商工・観光関係)について	"	29～32	35～41
報告第 3 6 号 建設関係について	"	33～34	42
報告第 3 7 号 下水道関係について	"	35～39	43～46
報告第 3 8 号 水道関係について	"	40～42	47～49

### 確認事項..... 4 3

- 1 . 第 7 回小林市・野尻町合併協議会の開催について
- 2 . 第 8 回小林市・野尻町合併協議会の開催について
- 3 . 第 9 回小林市・野尻町合併協議会の開催について
- 4 . 第 1 0 回小林市・野尻町合併協議会の開催について

### 小林市・野尻町合併協議会委員等名簿..... 4 4

- 4 そ の 他
- 5 閉 会

## 報告第26号

### 第5回小林市・野尻町合併協議会以降の経過について

第5回小林市・野尻町合併協議会以降の経過について、別紙のとおり報告する。

平成21年 7月30日提出

小林市・野尻町合併協議会  
会長 堀 泰 一 郎

### 第5回小林市・野尻町合併協議会以降の経過

月 日	経 過 内 容	場 所
7月2日	産業建設部会先進地視察研修(入札・契約・検査)	都城市役所
7月16日	第6回首長会・幹事会合同会議	小林市役所4階大会議室

合併準備プロジェクト開催状況

(平成21年2月26日～)

プロジェクト グループ	班		第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回
			第11回	第12回	第13回	第14回	第15回	第16回	第17回	第18回	第19回	第20回
(1) 組織機構	1	組織機構班										
		グループ会議	H21.3.19 H21.7.21	H21.4.7	H21.4.14	H21.4.28	H21.5.12	H21.5.19	H21.6.23	H21.6.30	H21.7.7	H21.7.14
(2) 企画財政	2	企画										
		3	財政	H21.4.27								
	4	会計	H21.5.12									
		グループ会議										
(3) 開庁準備	6	標識看板	H21.4.17	H21.5.21	H21.6.10							
		7	移転	H21.4.17								
	8	式典企画	H21.4.17	H21.5.15	H21.6.24							
		9	広報	H21.4.17								
	グループ会議	H21.4.17										
(4) 文書例規	10	文書管理	H21.4.8	H21.4.23								
		11	例規調整	H21.3.3								
	グループ会議											
(5) 電算統合	12	住民A	H21.5.27	H21.6.3	H21.6.4	H21.6.10	H21.6.17	H21.6.18	H21.6.19	H21.6.26	H21.7.8	H21.7.9
			H21.7.15	H21.7.21								
	13	住民B	H21.6.3	H21.6.11	H21.6.18	H21.7.16						
	14	税A	H21.5.26	H21.5.29	H21.6.3	H21.6.9	H21.6.17	H21.6.23	H21.7.1	H21.7.15	H21.7.21	H21.7.22
15	税B	H21.6.3	H21.6.4	H21.6.11	H21.6.19	H21.6.25	H21.7.7	H21.7.16	H21.7.23			
グループ会議	H21.4.24	H21.6.3	H21.7.10									
プロジェクト会議												

専門部会・分科会開催状況

(平成20年12月1日～)

部会名	分科会名	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回
		第11回	第12回	第13回	第14回	第15回	第16回	第17回	第18回	第19回	第20回
(1) 総務	1 議会	H21.6.2	H21.6.29	H21.7.8	H21.7.10	H21.7.21	H21.7.27				
					(調整委員会)		(調整委員会)				
	2 税務	H21.5.18	H21.5.19	H21.5.26							
	3 選挙	H21.3.23	H21.4.10	H21.5.15							
	4 行政・人事	H21.5.14	H21.5.15	H21.5.21	H21.5.27						
	5 消防・防災	H21.5.8	H21.5.18								
	6 監査	調整済									
	7 公平委員会	調整済									
8 固定資産評価 審査委員会	調整済										
(2) 企画財政 H21.5.25	9 企画	H21.3.30	H21.5.20								
	10 財政	H21.3.25									
	11 会計	H21.3.24	H21.4.22	H21.5.12							
	12 管財	H20.12.4	H21.3.23	H21.4.20	H21.4.30	H21.5.14					
	13 電算	H20.12.3 H21.3.18	H20.12.10 H21.3.30	H20.12.17 H21.4.8	H20.12.26 H21.4.14	H21.1.7 H21.4.22	H21.1.15 H21.5.11	H21.1.20 H21.6.4	H21.1.28 H21.6.24	H21.2.9 H21.7.10	H21.3.3
(3) 厚生 H20.12.9 H21.7.15	14 生活環境	H21.3.27	H21.4.21								
	15 住民	H21.3.16	H21.3.26	H21.6.8							
	16 国保	H21.4.10	H21.5.19								
	17 介護	H20.12.8	H20.12.19	H21.1.15	H21.2.6	H21.2.16	H21.6.15				
	18 福祉	H20.12.3	H21.2.16	H21.4.28	H21.7.10	H21.7.23					
	19 保健予防	H21.5.8	H21.5.11								
	20 病院	調整済									
(4) 産業建設 H21.5.8 H21.5.18 H21.7.2 (都城研修) H21.7.15	21 農林水産	H21.4.6	H21.5.1	H21.5.14	H21.5.21						
	22 畜産	H21.3.27	H21.4.9	H21.4.15	H21.5.13	H21.5.21					
	23 農業委員会	H21.4.13	H21.4.14	H21.4.21							
	24 商工観光	H20.12.4	H21.3.25	H21.5.8	H21.5.15	H21.5.22					
	25 建設	H20.3.19	H21.3.25	H21.3.30	H21.4.7	H21.4.16	H21.5.18	H21.5.19	H21.6.17	H21.6.23	
	26 耕地	H21.4.9	H21.4.17	H21.6.2	H21.6.23						
	27 水道	H20.3.26	H21.4.20	H21.4.30	H21.5.15	H21.5.22					
	28 下水道	H21.4.15									
(5) 文教 H21.7.23 (福祉分科会合同会議)	29 社会教育	H21.5.12	H21.6.26								
	30 学校教育	H21.6.16	H21.6.30								
	31 給食センター	調整済									

## 報告第27号

### 小林市・野尻町合併協議会委員の変更について

小林市・野尻町合併協議会委員の変更について、下記のとおり報告する。

平成21年7月30日提出

小林市・野尻町合併協議会  
会長 堀 泰一郎

記

(順不同・敬称略)

身分規定	市町名	新 任		旧 任		理由
		氏 名	備 考 (役職名)	氏 名	備 考 (役職名)	
協議会規約第7条第1項第2号に規定する委員[1市1町の議会の議員]	小林市	おののぶお 小野信雄	議会運営委員会委員長	しゅどうみやこ 首藤美也子	議会運営委員会委員長	委員長の変更のため

## 報告第28号

### その他関係【選挙】について

合併協定項目第25号「各種事務事業の取扱い」のうち「(18)その他関係【選挙】」について、別紙のとおり報告する。

平成21年7月30日提出

小林市・野尻町合併協議会  
会長 堀 泰 一 郎

## 総務部会 選挙分科会

協議ランク A

協議会確認日：第2回協議会 H20/12/24

現況調書 1～5 ページ

協定項目 第25号 各種事務事業の取扱い  
(18) その他関係【選挙】

調整方針 5. 合併後0年を目処に統合するよう調整する。

投票所の閉鎖時刻について

(合併後、最初に行われる一般選挙)

有権者の投票行動等を十分検証する必要があり、有権者はもちろん立候補者にとっても不公平感のない投票所運営方法を合併までに調整する。

期日前投票所は本庁、須木庁舎、野尻庁舎に各1箇所とする。閉鎖時刻については合併までに調整する。

開票開始時刻の取扱いについては、投票箱送致に要する時間を勘案し、開票時刻を設定する必要があるので合併までに調整する。

### 個別調整結果

投票所の開始時刻は午前7時とする。小林地区の閉鎖時刻は現行のまま引き継ぎ、野尻町区については、現行の投票所閉鎖時刻は午後6時であるが、合併後において特に地方選挙の場合、候補者・有権者等の不公平感及び投票箱送致時間を考慮し、全投票区午後7時閉鎖とする。

なお、農業委員会委員選挙の投票所の開始・閉鎖時刻は、現行の午前7時から午後6時までとする。

期日前投票所を野尻庁舎に設置し、開閉時刻は午前8時30分から午後8時までとする。期日前投票システムは市長選挙に対応するように事前に準備を進める。

開票開始時間は新市の選挙管理委員会で決定する。

## 報告第 29 号

### 自治会・行政連絡機構の取扱いについて

合併協定項目第 19 号「自治会・行政連絡機構の取扱い」について、別紙のとおり報告する。

平成 21 年 7 月 30 日提出

小林市・野尻町合併協議会  
会 長 堀 泰 一 郎

## 企画財政部会 企画分科会

協議ランク A

協議会確認日：第2回協議会 H20/12/24

現況調書 6～15 ページ

協定項目 第19号 自治会・行政連絡機構の取扱い

調整方針 5. 合併後0年を目処に統合するよう調整する。

行政推進業務委託料、いきいき地域づくり区交付金の算定基準については、合併までに調整する。

### 個別調整結果

野尻町における分区運営交付金の交付経緯を踏まえ、交付金の急激な減額を避けるため、激変緩和措置を講ずる必要がある。(別紙のとおり)

報告第30号

町名・字名の取扱いについて

合併協定項目第20号「町名・字名の取扱い」について、別紙のとおり報告する。

平成21年7月30日提出

小林市・野尻町合併協議会  
会長 堀 泰 一 郎

協定項目	第20号 町名・字名の取扱い
------	----------------

調整方針	4 .当面現行どおりとし、合併後0年を目処に新たな制度等を制定する。
------	------------------------------------

町・字の区域は、現行のとおりとする。

町・字の表示は、「大字」の文字を削除し、野尻町の区域は、「小林市」の次に「野尻町」を付す。

地域自治区設置期間終了後の表示は、合併後に再度検討する。

#### 個別調整結果

庁内システムに関する対応は、電算統合グループで対応する。

新市全域に住所表記の変更が生じるため、広報班を通じて住民に周知する。

例規の対応は、文書例規グループを通じて調整する。

## 報告第31号

### その他関係【市町の計画、運輸・通信】について

合併協定項目第25号「各種事務事業の取扱い」のうち「(18)その他関係【市町の計画、運輸・通信】」について、別紙のとおり報告する。

平成21年7月30日提出

小林市・野尻町合併協議会  
会長 堀 泰 一 郎

協定項目	第25号 各種事務事業の取扱い (18) その他関係【市町の計画、運輸・通信】
------	--

調整方針	5. 合併後3年を目処に統合するよう調整する。
------	-------------------------

#### 運輸・通信について

コミュニティバス等については、運行地域が異なるため、当分の間は現行どおりとするが、利用料金等については、地域公共交通会議等の意見を踏まえ、合併後3年を目処に統一する。

#### 個別調整結果

運行方式等については、小林市で設置している地域公共交通会議において平成22年度に検討する。

## 報告第32号

### その他関係【企画】について

合併協定項目第25号「各種事務事業の取扱い」のうち「(18)その他関係【企画】」について、別紙のとおり報告する。

平成21年7月30日提出

小林市・野尻町合併協議会  
会長 堀 泰 一 郎

協定項目	第25号 各種事務事業の取扱い (18) その他関係【企画】
調整方針	4 .当面現行どおりとし、合併後0年を目処に新たな制度等を制定する。

ふるさと振興基金は統合する。なお、基金の活用状況が異なるため整理し、合併までに新たな制度を制定する。

#### 個別調整結果

基金の活用方法については、使途目的などを整理し、活用を規定する要綱の制定を含め、検討を行う。

## 報告第33号

### 農林水産関係について

合併協定項目第25号「各種事務事業の取扱い」のうち「(11)農林水産関係」について、別紙のとおり報告する。

平成21年7月30日提出

小林市・野尻町合併協議会  
会長 堀 泰 一 郎

## 産業建設部会 農林水産分科会

協議ランク A

協議会確認日：第2回協議会 H20/12/24

現況調書 20～23 ページ

協定項目 第25-11号 各種事務事業の取扱い（農林水産関係）  
1. 農業関係について > 農業振興対策事業・単独事業

調整方針 5. 合併後3年を目処に統合するよう調整する。

農業振興対策事業・単独事業については、当面現行どおりとし、組織・各種団体の再編・統廃合を推進し、同時に各制度の統一を図り、合併後3年を目処に統合するよう調整する。必要に応じて、新たな単独事業の創設に努める。

### 個別調整結果

単独事業・・・下記のとおり。

基本方針：必要に応じて、新たな単独事業の創設に努める。

小林市地産地消推進協議会補助金（小林市）

組織構成員の調整を図り、現行のまま、新市に引き継ぐ。

みやざき特産野菜価格安定対策事業（小林市メロン）

野尻地区に該当しないため、現行のまま、新市に引き継ぐ。

須木地区単独事業（小林市）

対象地域要件がないため、現行のまま、新市に引き継ぐ。

須木地区単独事業

- ・病虫害防除対策費
- ・栗の木オーナー制度事業
- ・栗苗木づくり事業費
- ・栗管理作業班設置事業費
- ・ゆず苗木づくり事業費
- ・栗航空防除事業費補助

新規就農者育成研修費補助金（小林市）

農業後継者国内外研修者助成事業（野尻町）

、については類似事業なので、合併時に を廃止し、 の制度に統合する。

環境保全型農業推進対策事業（野尻町）

合併後1年(平成22年度)までは野尻町の制度を適用し、小林地区に拡充する。

平成23年度から新制度での検討を行う。

農業用廃プラスチック適正処理対策推進事業（共通）

- ・協議会関係について、合併までに小林市の制度等に統一する。  
協議会を小林市廃プラスチック適正処理対策推進協議会に統合する。
- ・収集運搬費補助金（野尻町）について、合併後3年を目処に廃止する。  
激変緩和措置をとり段階的に削減する。
- ・事務作業手順は現行どおりとし、新協議会で検討する。
- ・運営費補助金（共通）は、県運営費補助・集積所運営状況を考慮し現行どお

りの予算措置に努める。

園芸組織活性化大会補助金（小林市）

園芸振興推進大会補助金（野尻町）

、については、事業主体・大会名は異なるが事業の目的が類似しているため、補助事業の統一を図る。

- ・大会の存続、内容の確認等事業主体との調整を行う。
- ・大会における表彰及び部会特別賞に伴う経費の予算費目の調整を行う。

団体補助・・・下記のとおり。

基本方針：必要に応じて、新たな単独事業の創設に努める。

事業主体（団体）へ市町合併に伴う小林市各類似団体との再編・統廃合の協議を行う。

果樹農業振興対策協議会育成事業（小林市）

栗振興協議会育成補助（須木地区）

ゆず振興協議会補助（須木地区）

からは、地域要件がないため現行のまま、新市に引き継ぐ。

野尻町産地強化事業（野尻町）

各団体の合併意向調査を行う。

合併後3年を目処に事業存続・廃止の検討を行い、廃止する場合は激変緩和措置をとり、段階的に削減する。

- ・野尻町特産園芸部会連絡協議会（JA各生産部会）
- ・野尻町たばこ振興会
- ・野尻町茶部会
- ・野尻町花き振興会

メロンフェア実行委員会補助（野尻町）

現行のまま、新市に引き継ぐ。

農業後継者育成対策事業（小林市SAP）

農業関連組織育成事業（野尻町SAP）

花き振興会育成補助（共通）

、について、両市町にそれぞれ同じ団体がある。、については、野尻町の例により平成22年4月にに統合する。については、合併までに団体再編を行い、事業を統合し、補助内容の検討を行うと共に要綱を整備する。

農林技術者連絡協議会運営費補助（野尻町）

小林市の例に倣い、合併と同時に廃止する。

農村女性指導士活動推進事業（野尻町）

両市町それぞれに存在する団体のため、団体再編後事業を廃止し、小林市の方式に統一する。

## 産業建設部会 畜産分科会

協議ランク A

協議会確認日：第2回協議会 H20/12/24

現況調書 24 ページ

協定項目	第25-11号 各種事務事業の取扱い(農林水産関係) 2. 畜産関係について>(1) 畜産振興対策事業・単独事業(受精卵移植事業)
------	--

調整方針	5. 合併後3年を目処に統合するよう調整する。
------	-------------------------

畜産振興対策事業・単独事業(受精卵移植事業)については、一本化に向けて合併後3年を目処に統合するよう調整する。

### 個別調整結果

事務事業の統一・・・下記のとおり。

受精卵移植事業(小林市) 受精卵移植推進事業(野尻町)・・・類似した事業を両市町で行っているが、補助金額及び交付基準が異なる。合併と同時に小林市の制度等に統一するよう調整する。

施設管理規則の調整・・・合併と同時に小林市の制度等に統一する。

施設管理体制の調整・・・使用料について、合併と同時に小林市の制度等に統一する。

関係団体との調整

小林受精卵移植推進協議会、野尻町受精卵移植推進協議会の統合に向けた調整を合併までに行う。

協定項目	第25-11号 各種事務事業の取扱い（農林水産関係） 2. 畜産関係について > (2) 畜産振興対策事業・単独事業（家畜排泄物処理施設整備）
調整方針	5. 合併後3年を目処に統合するよう調整する。

畜産振興対策事業・単独事業（家畜排泄物処理施設整備）については、合併後3年を目処に施設・制度等の統合を図るよう調整する。

### 個別調整結果

#### 事務事業の統一、施設管理規則の調整

以下～について、指定管理更新（野尻町においては平成21年8月、小林市については平成22年3月末）の状況を見ながら、合併後3年を目処に統合するよう調整する。

バイオマス利活用フロンティア整備事業（小林市）

環境保全型農業推進事業（野尻町）

野尻町有機センター機械修繕等（野尻町）

該当施設

バイオマスセンター（小林市）、野尻町有機センター（野尻町）

協定項目	第25-11号 各種事務事業の取扱い(農林水産関係) 2. 畜産関係について>(3) 畜産振興対策事業(貸付・基金)
調整方針	5. 合併後3年を目処に統合するよう調整する。

畜産振興対策事業(貸付・基金)については、合併後3年を目処に統合するよう調整する。なお、既貸付中のものは、償還期限までは現行制度に基づき対応する。

### 個別調整結果

高齢者等肉用繁殖雌牛導入事業貸付基金・・・小林市の制度等に統一する。  
両市町行っていた貸付基金である。合併までに小林市の基金に統一する。  
(野尻町・・・国造成分の返還済み。)

牛購入資金貸付・・・現行のまま、新市に引き継ぐ。  
小林市のみ行っている貸付である。

広域畜産環境設備整備運営資金貸付・・・現行のまま、新市に引き継ぐ。  
小林市のみ行っている貸付である。

畜産振興資金貸付基金・・・合併までに統合し、新たな制度等を創設する。  
基金の取扱い・・・畜産振興資金貸付基金(野尻町)と小林市畜産振興基金がある。  
野尻町の基金と小林市の基金を合併時に統合し、新たな制度等を創設する。  
(小林市の制度が基本となり、貸付対象牛が“小林地域家畜市場において上場される子牛又は初妊牛及び肥育の用に供することのできる黒毛和種とする。”に変更。)  
小林市(小林地区)では牛購入資金貸付として一般財源を元に行っている。

馬購入資金貸付・・・調整なし。  
両市町で行っていた貸付けである。合併までに例規を整備する。  
(新たな貸付はしておらず、滞納繰越分の収納のみ行っている)

家畜導入等資金(野尻町一般会計)・・・調整なし。  
野尻町のみ行っている貸付である。合併までに例規を整備する。  
(新たな貸付はしておらず、未償還分の収納のみ行っている)

## 産業建設部会 耕地分科会

協議ランク A

協議会確認日：第2回協議会 H20/12/24

現況調書 27～29 ページ

協定項目	第25-11号 各種事務事業の取扱い(農林水産関係) 3. 耕地関係について>(1) 土地改良事業(制度事業)
------	--

調整方針	5. 合併後1年を目処に統合するよう調整する。
------	-------------------------

制度事業については、年度毎の事業実施計画の見直しを行い、新規事業の受益者負担割合については、合併後1年を目処に統合するよう調整する。

### 個別調整結果

国営事業及び関連事業(国営事業関係)・・・現行のまま、新市に引き継ぐ。  
大淀川左岸地区基幹水利施設管理事業、大淀川左岸地区管理体制整備促進事業・・・  
野尻町が宮崎市に委託料を支払っている。

国営事業及び関連事業(県営事業関係)・・・合併までに調整する。  
ほ場整備事業における受益者負担について、畑地かんがい関連事業の補助及び負担率は同じであるが、ほ場整備事業については事業推進のため、整地工にかかる費用の8.3%以内の受益者負担とすることで受益者負担率の軽減を図る。

国営事業及び関連事業(団体営事業関係)・・・現行のまま、新市に引き継ぐ。  
畑地かんがい関連事業の団体営事業(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金)については、小林市のみ計画されているので現行のまま新市に引き継ぐ。

国営事業及び関連事業(畑地帯総合整備事業)・・・合併後1年を目処に統合する。  
合併前に採択となっている現在の事業は継続していくが、新規事業については国の補助制度の動向を見ながら合併後1年を目処に統合する。

団体営事業・・・下記のとおり。

受益者負担の調整

農山漁村活性化プロジェクト支援事業(基盤整備)及び土地改良施設維持管理適正化事業の受益者負担は、合併までに小林市の例により調整する。

新規事業については、国の補助制度の動向を見ながら合併後1年を目処に統合する。

県単独事業・・・合併後1年を目処に統合するよう調整する。

受益者負担の調整、事務事業の調整

過疎地域指定に基づく県の補助率の違いがあるため、新市で計画するかんがい排水事業の受益者負担率については、合併と同時に野尻町の例により統合するよう調整する。

農道については、受益者負担なしとする。

市町単独事業・・・合併までに調整する。

事務事業の調整

制度事業の要件に満たないもの、又は公共性があり緊急に施行する必要がある農道整備事業・農地保全整備事業について実施する。

用地・補償関係

用地費・・・合併後1年を目処に統合するよう調整する。

基本的には土地鑑定評価を行うが、近隣事業地区の単価を参考にして決める。

市単独事業については原則無償とし、制度事業は原則有償とする。

補償費・・・合併までに統合するよう調整する。

九州地区用地対策連絡会の損失補償標準基準書で算定。

登記事務・・・合併と同時に小林市の制度に統一する。

民間に委託する。

協議ランク A

協議会確認日：第2回協議会 H20/12/24 現況調書 30 ページ

協定項目	第25-11号 各種事務事業の取扱い（農林水産関係） 3. 耕地関係について > (2) 土地改良事業（単独助成事業）
調整方針	4. 当面現行どおりとし、合併後1年を目処に新たな制度等を制定する。

単独助成事業については、小林市の制度等に、野尻町のほ場整備事業及び暗渠排水事業の修正したものを加え、合併後1年を目処に新たな制度等を制定する。

## 個別調整結果

事務事業の統一・・・下記のとおり。

農業用施設整備事業（小林市）・・・現行のまま、新市に引き継ぐ。

農業用水路維持管理補修事業（小林市）・・・現行のまま、新市に引き継ぐ。

ほ場整備事業（野尻町）

暗渠排水事業（野尻町）

とを合併までに一本化する。但し、事業実施個所の採択要件については、合併後1年を目処に新たな制度を制定する。

協定項目	第25-11号 各種事務事業の取扱い（農林水産関係） 3. 耕地関係について > (4) 土地改良事業（団体補助）
調整方針	4. 当面現行どおりとし、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。

平成24年度に西諸土地改良区（仮称）を設立する計画であり、また、現土地改良区の統合も踏まえ、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。

#### 個別調整結果

団体補助・・・下記のとおり。

(A)農業振興対策補助金交付要綱の調整（以下～については、この要綱内補助金）

小林市土地改良区合同事務所運営費補助金・・・現行どおりとし、随時調整する。

小林市畑地かんがい事業推進協議会運営費補助金・・・現行どおりとし、随時調整する。

野尻町農業農村整備事業推進委員会補助金・・・新たに(A)に追加し、と同様な組織であるが、西諸土地改良区設立同意徴集及び関連事業促進並びに改良区の事業促進に必要な組織なので、現行どおりとし、随時調整を行い統合を図っていく。

土地改良区運営費補助金（野尻町）・・・合併と同時に に統合する。

農林漁業資金償還金補助金・・・現行どおりとし、随時調整する。

## 報告第34号

### 商工・観光関係について

合併協定項目第25号「各種事務事業の取扱い」のうち「(12)商工・観光関係」について、別紙のとおり報告する。

平成21年7月30日提出

小林市・野尻町合併協議会  
会長 堀 泰 一 郎

## 産業建設部会 商工観光分科会

協議ランク A

協議会確認日：第2回協議会 H20/12/24

現況調書 32 ページ

協定項目 第25-12号 各種事務事業の取扱い(商工・観光関係)  
1. 商工業振興事業 > (1) 企業誘致事業

調整方針 5. 合併後0年を目処に統合するよう調整する。

奨励措置については、対象要件・優遇制度等の協議を行い、合併時に統合するよう調整し、小林市企業立地奨励条例を改正する。

### 個別調整結果

企業立地促進条例・・・合併と同時に小林市の制度に統一する。

企業誘致制度・・・合併までに調整し、新たな制度を創設する。

企業立地に関する審議会・・・小林市、野尻町の委員構成を踏まえて再構築する。

協議ランク A

協議会確認日：第2回協議会 H20/12/24

現況調書 33 ページ

協定項目 第25-12号 各種事務事業の取扱い(商工・観光関係)  
3. 観光振興事業 > (2) 観光施設整備事業

調整方針 4. 当面現行どおりとし、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。

観光施設整備については、両市町の状況を踏まえ、当面現行どおりとし、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。

### 個別調整結果

経営形態の検討・・・当面現行どおりとし、合併後3年までに経営形態の検討を行う。

## 以下現況

指定管理者制度に移行した施設

北きりしまリゾート牧場市有施設（小林市、指定管理）

すきむらんど（小林市、指定管理）

生駒高原観光レクリエーションセンター（小林市、指定管理）

のじりこぴあ（野尻町、指定管理）

道の駅ゆ～ぱるのじり（野尻町、指定管理）

のじりこぴあ、道の駅ゆ～ぱるのじりにおいて、野尻町で指定管理について協議予定、指定管理期間平成 21 年 8 月 31 日まで

直営

小林市出の山淡水魚水族館（小林市、直営（団体委託））・・・将来的に指定管理を検討する。

出の山名水ホテル館（小林市、直営（団体委託））

北きりしまコスモドーム（小林市、直営（個人委託））

## 協議ランク A

協議会確認日：第 2 回協議会 H20/12/24 現況調書 34 ページ

協定項目	第 2 5 - 1 2 号 各種事務事業の取扱い（商工・観光関係） 4．観光関係団体 >（1）観光協会
調整方針	5．合併後 3 年を目処に統合するよう調整する。

観光協会については、合併後 3 年を目処に統合するよう、観光協会へ協議調整の支援を行う。

## 個別調整結果

組織の統合時期・規約の統一の時期・・・合併後 3 年を目処に統合するよう調整する。

現行のまま、新市に引き継ぎ、各団体の実情を尊重しながら、統合が進むように環境整備に努める。

具体的には、小林市観光協会と野尻町観光協会との統合に向けた協議の場を設ける。

野尻町観光協会について、事務局は野尻町にある。統合するまでは現行のまま新市に引き継ぐ。

助成金・会員・会費の調整方法・・・各観光協会の事務局にて調整を行う。

活動内容・財産の調整方法・・・各観光協会の事務局にて調整を行う。

## 報告第35号

### 補助金、交付金等の取扱い（商工・観光関係）について

合併協定項目第18号「補助金、交付金等の取扱い（商工・観光関係）」について、別紙のとおり報告する。

平成21年7月30日提出

小林市・野尻町合併協議会  
会長 堀 泰 一 郎

協定項目	第18号 補助金、交付金等の取扱い（商工・観光関係） 商工業振興事業補助金
調整方針	5．合併後3年を目処に統合するよう調整する。

- 1．同一又は同種の補助金、交付金等については、原則として小林市の制度等に統一する。
- 2．独自の補助金、交付金等については、その公益性及び必要性について検討した上で、他の補助金制度との均衡を考慮し調整する。
- 3．整理統合できる補助金、交付金等については、統合または廃止の方向で調整する。

#### 個別調整結果

補助金の統廃合・・・下記のとおり。

合併と同時に統合するもの（以下については、統合後） 例規の改正が必要になるものがあるので注意

中小企業大学受講料補助（小林・須木共通）  
 県信用保証協会保証料補助（小林・須木・野尻共通）  
 溶接技術コンクール補助（小林・須木・野尻共通）  
 退職者共済加入促進補助（小林・須木・野尻共通）  
 企業立地促進事業補助（小林・須木・野尻共通）

現行のまま、新市に引き継ぐもの 例規の改正が必要になるものがある、特に野尻町の補助金について

商工経営改善普及事業費補助（須木地区）  
 商工会青年部育成費補助（須木地区）  
 商工会女性部育成費補助（須木地区）  
 商工会広域連携助成費補助（須木地区）  
 商工会消費拡大事業費補助（須木地区）  
 商工業各種団体育成補助（小林・須木・野尻共通）  
 商工会議所一般事務費補助（小林地区）  
 中小企業相談所補助（小林地区）  
 観月会補助（小林地区）  
 まつり小林実行委員会補助（小林地区）  
 商店街空店舗対策モデル事業費補助（小林地区）  
 こばやし冬まつり実行委員会補助（小林地区）  
 ほぜまつり事業費補助（須木地区）  
 イルミネーション設置費補助（須木地区）  
 商工会運営費補助（野尻町）  
 商工業活性化対策事業補助（野尻町）

商工業イベント補助（野尻町）  
シール会運営費補助（野尻町）  
のじり湖祭補助（野尻町）  
総合案内所管理運営事業補助（野尻町）  
個性と工夫で頑張る地域づくり応援事業補助（野尻町）  
商工業後継者育成資金利子助成事業補助（野尻町）

合併時に廃止するもの

住宅リフォーム促進事業費補助（小林・須木共通）  
空店舗活用新規創業者支援事業費補助（小林地区）  
物産振興協議会補助（小林地区）

協定項目	第18号 補助金、交付金等の取扱い（商工・観光関係） 観光振興対策事業補助金
------	---

調整方針	5. 合併後3年を目処に統合するよう調整する。
------	-------------------------

1. 同一又は同種の補助金、交付金等については、原則として小林市の制度等に統一する。
2. 独自の補助金、交付金等については、その公益性及び必要性について検討した上で、他の補助金制度との均衡を考慮し調整する。
3. 整理統合できる補助金、交付金等については、統合または廃止の方向で調整する。

### 個別調整結果

補助金の統廃合・・・下記のとおり。

合併後3年以内に統合するもの（観光協会が統合された場合）  
 観光協会一般事務費補助（小林地区）  
 観光協会運営費補助（野尻町）  
 陰陽石まつり補助（小林地区）  
 出の山ホテルまつり補助（小林地区）  
 コスモスレディー運営費補助（小林地区）  
 観光宣伝事業補助（小林地区）

現行のまま、新市に引き継ぐもの  
 ザ・ウォーキング大会実行委員会補助（小林・須木共通）  
 合宿誘致推進事業費補助（小林・須木共通）  
 納涼花火大会補助（須木地区）  
 すきむらんどイベント補助（須木地区）  
 六月灯祭り補助（野尻町）

## 報告第36号

### 建設関係について

合併協定項目第25号「各種事務事業の取扱い」のうち「(13)建設関係」について、別紙のとおり報告する。

平成21年7月30日提出

小林市・野尻町合併協議会  
会長 堀 泰 一 郎

## 産業建設部会 建設分科会

協議ランク A

協議会確認日：第2回協議会 H20/12/24

現況調書 42 ページ

協定項目	第25-13号 各種事務事業の取扱い（建設関係） 道路・橋梁関係について【道路維持】
調整方針	4. 当面現行どおりとし、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。

当面現行どおりとし、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。

### 個別調整結果

道路管理維持体制・・・下記のとおり。

器具等については、現行のまま、新市に引き継ぐ。

作業員の確保について、両市町で、直営・委託・臨時雇用等状況が異なるので、当面現行どおりとし、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。

開発行為等・・・合併と同時に小林市の例により統一する。

開発行為(500平方メートルを超えるもの)については、現在小林市においてのみ、「開発行為等による災害防止要綱」及び「開発行為等による災害防止要綱事務処理要領」に基づいて処理がなされているため、合併と同時に小林市の要綱により開発行為に関する事務処理を執り行う。

## 報告第37号

### 下水道関係について

合併協定項目第25号「各種事務事業の取扱い」のうち「(14)下水道関係」について、別紙のとおり報告する。

平成21年7月30日提出

小林市・野尻町合併協議会  
会長 堀 泰 一 郎

## 産業建設部会 下水道分科会

協議ランク A

協議会確認日:第2回協議会 H20/12/24

現況調書 43 ページ

協定項目	第25-14号 各種事務事業の取扱い(下水道関係) 1. 公共下水道事業 > (1) 下水道使用料
------	--

調整項目	5. 合併後3年を目処に統合するよう調整する。
------	-------------------------

小林市の制度等を基本として、合併後3年を目処に統合するよう調整する。

### 個別調整結果

使用料・・・小林市の例(基本料金+従量料金)を基本として、合併後3年を目処に統合するよう調整する。

野尻地区では「合併処理浄化槽の維持管理費よりも、公共下水道へ接続した方が経済的である」として接続率の向上を図っている。このため、合併後3年を目処に統合する野尻地区料金は、合併処理浄化槽維持管理費より低い額で設定し接続率の向上に努める。

水道会計システムは合併後当分の間、本庁水道課と野尻庁舎水道部門で別々に稼働せざるを得ない状況であるため、使用料の統合は本庁水道課に新会計システムが整備され、実質的な稼働が可能となる時期とする。

水道課へのメーター検針委託・・・下記のとおり。

小林市水道課にメーターの検針を委託しているが、現行のまま、新市に引き継ぐ。

野尻地区についても野尻町水道課の水道特別会計にメーター検針業務費用を支出しており現行のまま、新市に引き継ぐ。

協定項目	第25-14号 各種事務事業の取扱い(下水道関係) 1. 公共下水道事業 > (2) 受益者負担金
調整項目	5. 合併後3年を目処に統合するよう調整する。

小林市の制度等を基本として、合併後3年を目処に統合するよう調整する。

### 個別調整結果

野尻処理区において受益者負担金を徴収しない。しかし、合併後に認可された地域については、小林市の例のとおり徴収する。

小林市で受益者負担金を徴収している。小林市の負担金は、家屋1棟当たり73,000円の負担金を賦課する。合併後の野尻町地区では、台所の汚水流出箇所に油水分離装置の設置を義務づけるため、小林市下水道条例施行規則第4条第3号に「また、野尻処理区の台所の汚水流出箇所には、油水分離装置を設けること。」の条文を追記する。

小林都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例は、都市計画法第75条(受益者負担金)の規定に基づき規定されている。野尻町の下水道事業は、都市計画事業以外の事業であり、当該事業による受益者から事業に要する費用の一部を徴収するためには、地方自治法第224条の規定に基づいた分担金徴収条例を定める必要があるが野尻町では定めていない。よって、野尻処理区において分担金を徴収しない。

#### 野尻町地区の現状と今後の方針

野尻町の既供用開始区域では、負担金を課す代わりに台所の汚水流出箇所に油水分離装置の設置を義務づけている。合併後の野尻町地区の未供用開始区域を含めた既認可地域については、合併前後による負担金賦課の不公平感を発生させないよう負担金を課さず油水分離装置設置を義務づけ、合併後に認可された区域については小林地区と統一した分担金を徴収する。その場合、小林都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例ではなく、小林市公共下水道事業分担金徴収条例の新規制定が必要となる。

協定項目	第25-14号 各種事務事業の取扱い(下水道関係) 2. 農業集落排水事業 > (1) 使用料(農集排)
調整項目	5. 合併後3年を目処に統合するよう調整する。

小林市の制度等を基本として、合併後3年を目処に統合するよう調整する。

### 個別調整結果

使用料・・・新市移行後も現行どおりとし、2種類の料金体系は合併後3年を目処に調整する。

合併時から3年間は現在の料金体制で実施する。合併後3年の間に各家庭の料金を調査し、併せて住民説明会を実施し普及を図る。合併から3年後に小林市の一般汚水使用料金は全て統一する。

小林市の料金体系は、水道の使用水量に応じた従量料金制である。野尻町は、平等割に人頭割を加えた額である。人頭割の場合は毎月世帯人数を把握しなければならず、小林市では、公共下水道も同じ料金体系であり、件数が多く調整が難しいので、小林市の例で調整する。野尻町の世帯も水道メーターがあり毎月水道課が検針しているので可能である。

しかし、すぐに変更した場合、使用料金の格差が著しい家庭があると予想される。各家庭の使用水量を調査し、節水等をお願いし、料金の統一を図っていく。検針については、小林市で使用している器具を使い実施する。

水道システムが変更になるまでの間は、使用料金賦課・徴収業務は、本庁・野尻庁舎で別々に作業する必要があるが、窓口での収納については、本庁・野尻庁舎間で電話連絡等をしながら、どちらでも対応できるようにする。

協定項目	第25-14号 各種事務事業の取扱い(下水道関係) 2. 農業集落排水事業 > (2) 分担金(農集排)
調整項目	5. 合併後3年を目処に統合するよう調整する。

小林市の制度等を基本として、合併後3年を目処に統合するよう調整する。

### 個別調整結果

分担金・・・両市町で分担金額が違う。合併後3年を目処に小林市の制度に統一する。(原則、現行のとおり。合併後に告示した地域については小林市に統一する。しかし小林市でも中央区(須木)は徴収していない。)

小林市:35,000円、告示日から3年以内の加入は100%減免。

野尻町:10,194円、減免規定について、小林市の制度に統一する。

分担金について、小林市十日町・新田地区は35,000円であるが、中央地区にはない。野尻町の漆野原地区は、供用開始の告示後(平成9年4月1日供用開始)10年以上が経過している。供用開始後区域の変更はないので既供用開始区域は合併前の金額とし、合併後に告示した区域は新市の規定によることにより公平性を確保する。

## 報告第38号

### 水道関係について

合併協定項目第25号「各種事務事業の取扱い」のうち「(15)水道関係」について、別紙のとおり報告する。

平成21年7月30日提出

小林市・野尻町合併協議会  
会長 堀 泰 一 郎

# 産業建設部会 水道分科会

協議ランク A

協議会確認日：第2回協議会 H20/12/24

現況調書 47～48 ページ

協定項目	第25-15号 各種事務事業の取扱い(水道関係) 2. 簡易水道事業について > (1) 水道料金の算定方法
調整方針	4. 当面現行どおりとし、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。

当面は、現行の料金体制を維持し、将来的には妥当性・公平性・安全性を尊重し、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。経営状況を分析する。

## 個別調整結果

### 給水条例・規則の制定及び改正

合併後、平成22年4月1日から簡易水道の一部(野尻地区、野尻西部地区、吉村地区)が上水道に移行することも考慮し、合併時に給水条例・規則の改正を2段階に行う。合併時の簡易水道会計統合の改正。平成22年4月1日に簡易水道の一部を上水道に移行する改正。

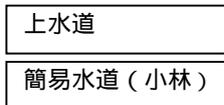
合併後の料金算定については、経営状況を分析しながら合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。

上記の改正については、合併に関係なく野尻町で当初から計画されている内容についての改正となる。

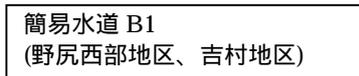
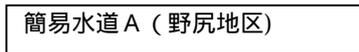
## 例規改正のポイント

現在 4 会計

小林市

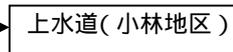


野尻町



7 地区で簡易水道 B (三麓会計) を構築している

合併時 2 会計  
(平成 22 年 3 月 23 日)  
新小林市

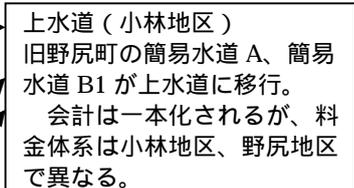


簡易水道会計 1 会計

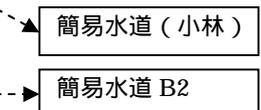


会計は一本化されるが、料金体系は従来どおり

平成 22 年度当初 2 会計  
(平成 22 年 4 月 1 日)  
新小林市



簡易水道会計 1 会計



会計は一本化されるが、料金体系は従来どおり

水道システムが変更になるまでの間は、使用料金賦課・徴収業務は、本庁・野尻庁舎で別々に作業する必要があるが、窓口での収納については、本庁・野尻庁舎間で電話連絡等をしながら、どちらでも対応できるようにする。

協議ランク A 協議会確認日：第2回協議会 H20/12/24 現況調書 48～49 ページ

協定項目	第25-15号 各種事務事業の取扱い（水道関係） 2. 簡易水道事業について > (2) 水道加入金
調整項目	4. 当面現行どおりとし、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。

一次側においては、すべて水道事業者が管理する方向で調整する。当面現行どおりとし、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。

#### 個別調整結果

##### 新規開設費

小林市については、加入金という規定はなく、公道部工事費のみ徴収している。野尻町は工事費とは別に加入金（権利に相当）を徴収している。・・・合併と同時に小林市の例により統一する。

##### 一次側配管の管理

小林市については、すべて事業者で工事し、管理している。野尻町は、工事の際に加入者と折半で費用を負担しているが、合併と同時に小林市の例により統一する。

##### メーターの使用料

小林市については、徴収しているが、小林地区と須木地区で差異がある。当面現行どおりとし、合併後3年を目処に野尻町も含めて統一に向け包括的に検討する。

## 確認事項

### 【協議会】

1. 第7回小林市・野尻町合併協議会の開催について

日 時：平成21年9月24日（木） 午後1時30分～

場 所：小林市中央公民館大ホール

2. 第8回小林市・野尻町合併協議会の開催について

日 時：平成21年11月26日（木） 午後1時30分～

場 所：野尻町農村環境改善センターホール

3. 第9回小林市・野尻町合併協議会の開催について

日 時：平成22年1月28日（木） 午後1時30分～

場 所：小林市中央公民館大ホール

4. 第10回小林市・野尻町合併協議会の開催について

日 時：平成22年2月25日（木） 午後1時30分～

場 所：野尻町農村環境改善センターホール

## 小林市・野尻町合併協議会委員等名簿

(委員) 会長・副会長

(順不同・敬称略)

小 林 市		野 尻 町	
役 職	氏 名	役 職	氏 名
小林市長	ほり たいいちろう 堀 泰一郎	野尻町長	ながせ みちひろ 長瀬 道大
小林市議会議長	ふかくさ てつろう 深草 哲郎	野尻町議会議長	ふちがみ さだつぐ 淵上 貞継
小林市議会副議長	おおうら たけみつ 大浦 竹光	野尻町議会副議長	くすもと ちえこ 楠元 千恵子
小林市議会議員	くらもと しげひろ 蔵本 茂弘	野尻町議会議員	ふくもと せいさく 福本 誠作
小林市議会議員	みぞぐち せいじ 溝口 誠二	野尻町議会議員	さかした はるのり 坂下 春則
小林市議会議員	こばた としはる 小畠 利春	野尻町議会議員	あなみ よしひろ 穴見 嘉宏
小林市議会議員	おの のぶお 小野 信雄	学識経験者	みこし なすお 見越 南州男
学識経験者	いとう まさかず 伊藤 正一	学識経験者	くすもと ふたみ 楠元 フタミ
学識経験者	やまだ ふくお 山田 福雄	学識経験者	ふるかわ ゆきお 古川 幸男
学識経験者	たねだ よいち 種子田 與市	学識経験者	たけやま あきのり 竹山 昭徳
学識経験者	さかもと しんべい 坂本 新平		
学識経験者	にしおか おさなり 西岡 長成		
学識経験者	しもべつぷ あきら 下別府 明		
学識経験者	たかいわ つづこ 高岩 都津子		
学識経験者	りゅうじん とよみ 龍神 豊美		
学識経験者	さかした みちよ 坂下 実千代		

**(顧問)**

役職	氏名	役職	氏名
宮崎県市町村 課市町村合併 支援室長	しげる ゆうじ 茂 雄二	宮崎県農政水 産部西諸県農 林振興局長	くしま ひでとし 串間 秀敏

**(監査委員)**

小林市		野尻町	
役職	氏名	役職	氏名
会計管理者	うえむらみつよし 植村 光義	会計管理者	さこう しげなり 酒匂 重成

**(幹事) 幹事長・副幹事長**

小林市		野尻町	
役職	氏名	役職	氏名
副市長	すえもとみつお 末元三夫	副町長	よしだてつゆき 吉田哲幸
副市長	ひごまさひろ 肥後正弘	総務企画課長	うちむら あきお 内村 明生
総務部会長 総務課長	うえたに かずのり 上谷 和徳	産業建設部会長 経済課長	たにもと ひろあき 谷元 弘朗
企画財政部会長 財政課長	みなみざきじゅんいちろう 南崎淳一郎	文教部会長 教育課長	おおや こういち 大谷 幸一
厚生部会長 福祉事務所長	くめ かつひこ 久米 勝彦		
事務局長	くらその みなお 倉園 凡生	事務局次長	たにがわ こうじ 谷川 浩二

**(事務局)**

役職	氏名	備考	役職	氏名	備考
事務局長	くらその みなお 倉園 凡生	小林市	事務局次長兼 総務グループ リーダー	たにがわ こうじ 谷川 浩二	小林市
計画グループ リーダー	つるみず よしひろ 鶴水 義広	野尻町	調整グループ リーダー	さいしょ まさあき 税所 将晃	小林市
システムグル ープリーダー	のぐち たけし 野口 健史	野尻町	システムグル ープ員	にしその たかのぶ 西園 孝信	小林市
調整グループ 員	しばうち としひこ 柴内 敏彦	野尻町	調整グループ 員	たじま さとし 田島 聡	野尻町
計画グループ 員	くすもとい ずみ 楠元いず美	小林市	総務グループ 員	しのはら しゅうじ 篠原 修治	小林市